

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団職員育児休業等

に関する規程

本則

- [第1条](#) (目的)
- [第2条](#) (育児休業の対象者)
- [第3条](#) (育児休業の申出)
- [第4条](#) (育児休業の期間等)
- [第5条](#) (育児休業期間の延長)
- [第6条](#) (育児休業の期間中の休暇の取扱い)
- [第7条](#) (育児休業の終了等)
- [第8条](#) (再度の育児休業)
- [第9条](#) (子の看護休暇)
- [第10条](#) (所定労働時間の短縮措置としての育児部分休業)
- [第11条](#) (育児部分休業の終了及び再度の育児部分休業)
- [第12条](#) (育児を行う職員の深夜勤務及び超過勤務等の制限)
- [第13条](#) (マタニティハラスメント等の禁止)
- [第14条](#) (給与等の取扱い)
- [第15条](#) (委任)

附則

[附 則](#)

様式

- 第1号様式 (第3条、第5条、第8条関係) 育児休業申出書
- 第2号様式 (第4条、第7条関係) 養育状況変更届
- 第3号様式 (第10条関係) 育児部分休業申出書
- 第4号様式 (第10条、第14条) 育児部分休業取消申出書

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団職員育児休業等に関する規程

平成6年9月30日

世田谷区社会福祉事業団規程第16号

改正 令和2年3月26日

世田谷区社会福祉事業団規程第41号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団職員就業規程（平成6年9月30日規程第9号。以下「職員就業規程」という。）第3条、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団契約職員就業規程（平成15年3月14日規程第12号。以下、「契約職員就業規程」という。）第3条、社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団非常勤職員就業規程（平成7年2月21日規程第3号。以下、「非常勤職員就業規程」という。）第3条に規定する職員（以下、単に「職員」という。）の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）に基づく育児休業、子の看護休暇、育児のための所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等（以下「育児・介護休業等」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(育児休業の対象者)

第2条 育児のために休業することを希望する職員であつて、生後3歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規程に定めるところにより育児休業をすることができる。

(育児休業の申出)

第3条 育児休業をすることを希望する職員は、原則として育児休業を開始しようとする日（以下「休業開始予定日」という。）の1月前までに、育児休業申出書（第1号様式）により申し出るものとする。

2 育児休業の申出時に申出に係る子が出生していない場合は、当該子を出生する予定者の氏名及び出産予定日を記載して申し出るものとし、出生後は速やかに母子健康手帳の写し等を提出するものとする。

3 理事長は、育児休業の承認請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求した職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

4 理事長は、育児休業の請求に対する承認（再承認、期間延長、再度の期間延長を含む。以下同じ。）又は不承認について、本人あて通知するものとする。育児休業の取消しにあたっては同様とする。

(育児休業の期間等)

第4条 育児休業の期間は、子が生後3歳に達する日までを限度として、育児休業承認申請書に記載された勤務を要しない日（就業規程第32条に規定する日をいう。）及び休日（就業規程第36条に規定する日をいう。）を含めた引き続き期間とする。

2 前項にかかわらず、理事長は育児休業法の定めるところにより育児休業開始予定

日の指定を行うことができる。

3 職員は、養育状況変更届（第2号様式）により申し出ることにより、休業開始予定日の繰り上げ変更及び育児休業を終了しようとする日（以下「休業終了予定日」という。）の繰り下げ変更を行うことができる。

4 職員が休業終了予定日の繰り上げ変更を希望する場合には、養育状況変更届により申し出るものとし、理事長がこれを適当と認めた場合には、原則として繰り上げた休業終了予定日の1週間前までに、本人に通知する。

（育児休業期間の延長）

第5条 育児休業をしている職員は、理事長に対し、当該育児休業の期間の延長を、特別の事情がある場合を除き、1回に限り請求することができる。

2 前項で定める特別の事情は、配偶者が負傷し又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

3 第3条の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

（育児休業の期間中の休暇の取扱い）

第6条 育児休業をしている職員は、職員就業規程第3条に規定する職員においては、同規程第43条、第44条の2、第46条、第49条及び第50条、契約職員においては、契約職員就業規程第34条、第36条、第39条、第42条及び第43条、非常勤職員においては、非常勤職員就業規程第24条、第25条、第28条、第31条及び第32条の規定による休暇等を利用することができない。

2 育児休業をした期間は、年次休暇の繰り越しに当たっての勤務した日の算定については勤務したものとみなす。

（育児休業の承認の失効等）

第7条 育児休業の期間は、次の事由に該当した場合は、休業終了予定日前に終了する。

（1）育児休業をしている職員が産前産後休暇を取得し又は出産した場合

（2）育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合

（3）育児休業に係る子が死亡した場合

（4）育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合

（5）育児休業に係る子を養育しなくなった場合

（6）育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を開始した場合

2 育児休業をしている職員は、第1項に掲げる事由に該当した場合には、遅滞なく、その旨を理事長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出は、養育状況変更届により行うものとする。

4 第3条第3項の規定は、第3項の届出について準用する。

（再度の育児休業）

第8条 育児休業をしたことがある職員は、当該育児休業を開始した日に養育していた子について、次の各号に定める場合は、再度育児休業をすることができる。

- (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失い、又は前条第2項第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号の規定による承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなった場合
- (2) 育児休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了した場合
- (3) 育児休業の請求の際、育児休業等により子を養育するための計画について書面により任命権者に申し出た職員が当該請求に係る育児休業をし、当該育児休業の終了後、3月以上の期間を経過したこと（この号の規定に該当したことにより当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く。）。
- (4) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
- (5) 産後の休業をしていない職員が、当該育児休業に係る子の出生日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該子の出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）に育児休業を開始し、かつ、終了した場合

2 第3条の規定は、育児休業の再承認の請求について準用する。

（子の看護休暇）

第9条 子の看護休暇は、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話及び疾病の予防を図るために必要なことをいう。第4項において同じ。）のため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

2 子の看護休暇は、1会計年度において、1日を単位として、対象となる子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日の範囲内で必要と認められる期間承認する。ただし、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認することができる。また、承認可能な日数の全てを承認することとなる場合に限り、分を単位として承認することができる。

3 1時間を単位として承認した子の看護休暇を日に換算する場合は、7時間45分又は8時間をもって1日の承認とするものとする。

4 理事長は、子の看護休暇を承認するとき、当該子の看護を必要とすることを確認することができる証明書等の提出を求めることができる。

（所定労働時間の短縮措置としての育児部分休業）

第10条 育児・介護休業法に規定する所定労働時間の短縮措置としての育児部分休業は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に対して、正規の勤務時間の始め又は終りにおいて、1日を通じて2時間（職員就業規程第47条、契約職員就業規程第40条、非常勤職員就業規程第29条の規定による育児時間を承認されている

職員については、下表の育児部分休業時間から当該育児時間を減じた時間とする。) を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うことができる。ただし、1日の正規の勤務時間すべてにおいて勤務しない日は育児部分休業をすることができない。

1日の所定勤務時間	育児部分休業時間
7時間時間45分 又は8時間	2時間を超えない範囲
7時間	1時間を超えない範囲
6時間以下	非該当

2 部分休業の承認請求は、部分休業承認申請書（第3号様式）により行うものとする。

3 第3条第2項の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

4 育児部分休業中の職員は、育児部分休業撤回申出書（第4号様式）により特定の日又は時間の育児部分休業の撤回を申し出ることができる。

（育児部分休業の終了及び再度の育児部分休業）

第11条 第7条及び第8条の規定は、育児部分休業について準用する。

（育児を行う職員の深夜勤務及び超過勤務等の制限）

第12条 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため職員が請求した場合、深夜（午後10時から午前5時までの時間帯）、正規の勤務時間を超えた時間、週休日及び休日において勤務をさせてはならない。

（マタニティハラスメント等の禁止）

第13条 すべての職員は、職員が妊娠、出産したこと及び本規程に規定する制度の申出及び利用に関して、当該申出及び利用する職員の就業環境を害する言動を行ってはならない。

2 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等の取扱いについては、別に定める。

（給与等の取扱い）

第14条 育児休業及び育児部分休業の期間の給与、報酬、賃金等の取扱いは、申し出た職員に適用される就業規程及び給与規程の定めるところによる。

（委任）

第15条 この規程に定めるもののほか、職員の育児休業に関して必要な事項は、育児・介護休業法その他の法令の定めるところを踏まえて、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

2 世田谷区社会福祉事業団育児休業に関する規程の一部を改正する規程（以下「改正規程」という。）による改正前の世田谷区社会福祉事業団育児休業に関する規程により育児休業をしたことのある職員（改正規程の施行の際、現に育児休業をして

いる職員を除く。)については、改正規程による改正後の第8条第1項第1号に規定に改正規程附則3に直近の育児休業に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったことを含むものとする。

3 前項の規定は、既に同項の規定により育児休業をしたことがある職員には適用しない。

附 則 (平成21年3月31日規程第25号)

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

附 則 (平成22年6月28日規程第4号)

この規程は、平成22年6月30日より施行する。

附 則 (平成28年3月30日規程第43号)

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

附 則 (令和2年3月26日規程第41号)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(非常勤職員育児休業実施基準の廃止)

2 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団非常勤職員育児休業実施基準 (平成29年11月23日29世社事総第599号) は廃止する。

育児休業申出書

年 月 日提出

理事長 へ	所 属				
	職 種		職員番号		
	氏 名	⑩			
下記の通り		育児休業 育児休業期間の延長 を申し出ます。 再度の育児休業 記			
申出区分		1 新規休業	2 期間延長	3 再度の期間延長	4 再度の休業
1 申出に係る子	フリガナ 氏 名				
	生年月日	年 月 日	続 柄		
2 休業期間	年 月 日 から		年 月 日 日間		
3 1の子について既に 育児休業をした期間	年 月 日 から		年 月 日		
	年 月 日 から		年 月 日		
4 妊娠出産休暇の状況	産前	年 月 日 から		年 月 日	
	産後	年 月 日 から		年 月 日	
5 備 考					

- 注 ① 申出に当たっては、母子健康手帳の写し等を添付すること。
 ② 子の出生前に申し出る場合は、「2休業期間」は出産予定日以降の期間とし、「1申出に係る子」の記入及び証明書類の提出は出生後速やかに行うこと。
 ③ 「3備考」欄には、（ア）申出に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（第8条第5号により職員が当該申出に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）においては、その氏名、申出者との続柄及び生年月日を、（イ）申出に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日を、（ウ）申出に係る子以外の子について現に育児休業をしている場合においては、その旨並びにその子の氏名及び育児休業期間を記入すること。

上記の申出について確認し、次の連絡事項を付して申出者に通知する。

連絡事項	
------	--

. . .					
所 属	決定権者	()	()	()	()
総 務 課	(課長)	()	()	()	()

育児部分休業申出書

年 月 日提出

理事長 あて	所 属				
	職 種		職員番号		
	氏 名	①			
下記の通り育児部分休業（以下、部分休業）を申し出ます。 記					
1 申出に係る子	フリガナ 氏 名				
	生年月日	年 月 日	続 柄		
2 託児の態様	<input type="checkbox"/> 託児施設（施設名 _____） <input type="checkbox"/> その他（ _____） 託児時間：午前 _____ 時 _____ 分から午後 _____ 時 _____ 分まで				
3 通勤時間	時間 _____ 分（託児先を経由する時間を含む）				
4 部分休業申出の 期間及び時間等	期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
	時 間	午前 _____ 時 _____ 分から _____ 時 _____ 分まで			
		午前 _____ 時 _____ 分から _____ 時 _____ 分まで			
	態 様	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）			
5 備 考					

注 ① 申出に当たっては、母子健康手帳の写し等を添付すること。

申出に係る子について、（ア）配偶者が部分休業その他の育児のための短時間勤務の制度の席

② 用を受けている場合、（イ）託児の態様、通勤の状況以外に部分休業を必要とする事情がある場合には、その内容を「5備考」欄に記入すること。

③ 該当する□欄に✓印を記入すること。

上記の申出について確認し、次の連絡事項を付して申出者に通知する。

連絡事項	
------	--

. . .					
所 属	決定権者	()	()	()	()
総 務 課	(課長)	()	()	()	()

育児部分休業取消申出書

（兼 給与減額処理調書）

年 月分

理事長 あて		所 属			職 種			
		氏 名			⑩		職員番号	
日 付	部分休業を取り消す時間				申出者印	担当者印	決定者印	備 考
	午 前	午 後	時間数					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
月 間 合 計			時間 分					

給与減額処理調書

		()	()	()	総務課 処理欄
当初の部分休業時間数 時間 分	部分休業を取り消す時間数 時間 分	給与減額の基礎となる時間数 時間 分			
勤務1時間当たりの給与額 円		減額すべき給与の額 円			
職員育児休業等に関する規程第14条に規定する給与の減額に関し、上記の通り確認する。 年 月 日 総務課長 ⑩					